

(案)

計画書

大阪都市計画臨港地区の変更（市決定）

都市計画大阪港臨港地区を次のように変更する。

名 称	面 積	備 考
大阪港臨港地区	約 1,978.7ha	条例の名称 「大阪港臨港地区の分区における構築物の規制 に関する条例」（昭和40年4月1日制定）

「位置及び区域は説明図表示のとおり」

## 理 由

港湾施設が新たに立地される地区及び港湾活動が行なわれず将来的にも港湾活動が見込まれない地区において、港湾の管理運営の適正化及び臨海地域の活性化を図るため、本案のとおり臨港地区を変更しようとするものである。

(参 考)

1. 変更内容

「臨港地区」の面積を約 1979.1 ha から約 1978.7 ha に変更する。

2. 変更に係る土地の区域

- ①安治川上流地区      大阪市 此花区      春日出南一丁目及び二丁目 地内  
西九条一丁目及び二丁目 地内
- 福島区      野田一丁目、四丁目及び六丁目 地内
- 西 区      川口二丁目及び三丁目 地内
- ②木津川上流地区      大阪市 大正区      三軒家東一丁目及び二丁目 地内
- ③南港東一丁目地区      大阪市 住之江区      南港東一丁目及び三丁目 地内及び地先  
平林南一丁目 地内及び地先  
平林南二丁目 地内

3. 変更後の分区の名称及び面積（予 定）

名 称	面 積
商 港 区	約 849.6ha
工 業 港 区	約 816.2ha
特殊物資港区	約 79.2ha
保 安 港 区	約 5.2ha
修景厚生港区	約 156.9ha
マリーナ港区	約 10.9ha
無 指 定	約 60.7ha
合 計	約 1,978.7ha